

特定健康診査等実施計画 (第二期)

神奈川県市町村職員共済組合

特定健康診査等実施計画

[目 次]

第1	目的	1
第2	神奈川県市町村職員共済組合の現況	1
第3	達成目標	2
1	特定健康診査の実施に係る目標	
2	特定保健指導の実施に係る目標	
3	特定健康診査等の成果に係る目標	
第4	特定健康診査等の対象者数	3
1	特定健康診査	
2	特定保健指導	
第5	特定健康診査等の実施方法	3
1	実施場所	
2	実施項目	
3	契約形態	
4	実施時期	
5	受診・利用方法	
6	周知や案内の方法	
7	特定健康診査等の健診結果データの受領方法	
8	特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法	
9	実施に関する年間のスケジュール	
第6	個人情報保護	7
1	特定健康診査等のデータの管理体制	
2	記録の管理に関するルール	
第7	特定健康診査等実施計画の公表及び周知	7
第8	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	7
第9	その他	8

第1 目的

わが国は、高齢化の急速な進展と生活スタイルや食生活の変化等により、生活習慣病が増加しています。中でも、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の割合が増加し、死亡原因の約6割を占め、医療費における生活習慣病の割合も国民医療費の約3分の1になっていることから、疾病予防を中心とした対策が求められています。

また、国民の受療実態は高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が徐々に増加し、75歳頃を境にして入院受療率も上昇している。要因としては、不適切な食生活や運動不足等の生活習慣がやがて糖尿病等の生活習慣病の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり改善がないままに虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどることになる。このため、生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、予防することができれば通院患者を減らすことができ、その結果医療費の伸びの抑制を実現することが可能となる。糖尿病等の生活習慣病は内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪肥満）が関与し、肥満に加え高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食生活等の生活習慣を行うことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。本計画は、当共済組合の特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査等の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めることを目的とします。

なお、本計画は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条の規定に基づき、5年を1期とし、平成25年度からの第2期実施計画を定めるものとします。

第2 神奈川県市町村職員共済組合の現況

当共済組合は、県内の市町村役場に勤務している地方公務員及びその被扶養者に対し、短期給付事業（医療保険）、長期給付事業（年金）及び福祉事業の三事業を行っています。

平成25年度の所属所数は41です。（市17、町13、村1、一部事務組合等10）

組合員数は、30,520人（平成25年4月現在）で、平均年齢は42歳です。

また、被扶養者数（任意継続組合員を含む）は、33,426人で、平均年齢は23歳、男性が全体の約4割を占めています。

健康診断については、組合員にあっては、所属所（事業主）が行う定期健康診断又は当共済組合の総合健康診断（以下「人間ドック」という。）の受診により行っています。

当共済組合では、現在41箇所の健診機関との間で人間ドック受診契約をして実施しています。

また、被扶養者にあっては、各市町村が実施している住民基本健康診査等又は当共済組合の人間ドック及び家族健康診断により実施しています。

なお、人間ドックについては35歳以上の組合員及び被扶養者の希望者全員の受診を実施しています。

第3 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

本計画の実施により、平成29年度における特定健康診査の実施率を90%にします。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）は次のとおりです。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
組合員 (%)	92	94	95	97	98
被扶養者 (%)	19	21	29	38	49
計 (%)	70	75	80	85	90

2 特定保健指導の実施に係る目標

本計画の実施により、平成29年度における特定保健指導の実施率を40%にします。

なお、この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）は次のとおりです。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
実施率 (%)	20	25	30	35	40

3 特定健康診査等の成果に係る目標

平成29年度において、平成25年度と比較したメタボリックシンドロームの該当者及び予備軍の減少率を25%以上とします。

第4 特定健康診査等の対象者数

平成25年度からの各年度（5年度）における特定健康診査及び特定保健指導の対象者数を次のとおり見込むものとする。

1 特定健康診査

被扶養者及び任意継続組合員の対象者数

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者数(見込み)(人)	8,706	8,680	8,654	8,628	8,602

2 特定保健指導

組合員、被扶養者及び任意継続組合員

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
40歳以上対象者数(人)	25,712	25,780	25,848	25,916	25,984
保健指導対象者数(人)	3,528	3,790	4,053	4,318	4,584
実施率(%)	20	25	30	35	40
実施者数(人)	706	948	1,216	1,511	1,834

第5 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

(1) 特定健康診査について

① 組合員

- ア 所属所が行う定期健康診断実施機関
- イ 当共済組合の人間ドックの指定実施機関

② 被扶養者及び任意継続組合員

- ア 居住地の医療機関
- イ 当共済組合の人間ドック及び家族健康診断の指定実施機関
- ウ 集合契約をする健診機関等

(2) 特定保健指導について

① 組合員

- ア 所属所が行う定期健康診断実施機関
- イ 当共済組合の人間ドックの指定実施機関
- ウ 集合契約をする健診機関等
- エ 当共済組合が選定した業者

② 被扶養者及び任意継続組合員

- ア 居住地地域の医療機関
- イ 当共済組合の人間ドック及び家族健康診断の指定実施機関
- ウ 集合契約をする健診機関等
- エ 当共済組合が選定した業者

2 実施項目

(1) 特定健康診査

特定健康診査の実施項目は、原則として「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）第2編第2章（健診の内容）に記載されている項目とします。

(2) 特定保健指導

特定健康診査の結果に基づいて、特定保健指導の対象者を明確にするために「標準的な健診・保健指導プログラム」（厚生労働省）第3編第6章（健診の実施に関するアウトソーシング）に基づき受診者を階層化し、特定保健指導を実施します。

3 契約形態

(1) 集合契約

代表医療保険者を通じて健診委託契約を結び、代行機関として神奈川県社会保険診療報酬支払基金を利用して決済及びデータ授受が行えるように措置します。

(2) 個別契約

集合契約以外の医療機関とは個別契約を結び、直接決済を行います。また、民間業者と契約し、保健指導が受けられない方を対象に募集作業と保健指導を行います。

4 実施時期

特定健康診査の実施時期は通年とします。

ただし、当該年度における特定保健指導対象者への特定保健指導は、特

定健康診査受診後一定期間経過後から当該年度末までに着手するものとします。

5 受診・利用方法

(1) 受診券

① 組合員の特定健康診査については、所属所が実施している定期健康診断実施機関又は当共済組合の人間ドックの指定実施機関により実施するため、受診券の交付は行わないものとします。

② 被扶養者及び任意継続組合員については、当共済組合の人間ドック及び家族健康診断の指定実施機関により実施する方法と、居住地域の医療機関、集合契約をした健診機関等により実施するため、受診券の交付は次により行うものとします。

ア 人間ドック及び家族健康診断の実施機関等での受診の場合は、受診券の交付は行わないものとします。

イ 居住地域の医療機関、集合契約をした健診機関等での受診の場合は、受診券の交付を行うものとします。

ウ 受診券の交付は、特定健診等システムにより作成し、該当する被扶養者を扶養している組合員の所属所あてに送付するものとします。任意継続組合員については、直接送付します。

(2) 利用券

階層化等の結果、特定保健指導の対象者となった場合は、特定健診等システムにより利用券を作成し、該当する組合員、該当する被扶養者を扶養している組合員の所属所あてに送付するものとします。任意継続組合員については、直接送付します。

(3) 自己負担額

特定健康診査、特定保健指導の自己負担額については、県内市町村の国民健康保険、保険者協議会等による協議の推移を注視しつつ、決定するものとします。

6 周知や案内の方法

当共済組合の組合広報誌（共済ニュース）及びホームページに掲載します。

また、被扶養者に対しては、特定健康診査の実施にあたっては受診券を、特定保健指導対象者に対しては、利用券を配布することにより、案内を兼ねて周知を図るものとします。

7 特定健康診査等の健診結果データの受領方法

- (1) 特定健康診査の健診結果データは、国の定める電子的な標準様式で受領するものとします。
- (2) 所属所が行う定期健康診断等の場合は、所属所から受領するものとします。ただし、所属所が定期健康診断実施機関から当共済組合が直接受領することについて認めた場合は、定期健康診断実施機関から受領するものとします。
- (3) 当共済組合の人間ドック、家族健康診断の実施機関の場合は、当該実施機関から受領するものとします。
- (4) 居住地域の医療機関、集合契約をした健診機関等の場合は、当該実施機関から代行機関（神奈川県社会保険診療報酬支払基金）を経由して受領するものとします。
- (5) 被扶養者及び任意継続組合員のうちパートタイマー等で勤務先の事業主健診を受診した者については、組合員の被扶養者の場合は組合員の勤務先の事務担当課を経由して、任意継続組合員及びその被扶養者の場合は直接、当共済組合へ提出するものとします。

8 特定保健指導の対象者の抽出（重点化）の方法

特定健康診査の結果、特定保健指導が必要となった対象者について、平成25年度から平成29年度までは、特定保健指導の実施に係る目標に沿った実施率を達成するため、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の抽出を行うものとします。

- (1) 年齢が比較的若い対象者
- (2) 特定健康診査の結果特定保健指導レベルが情報提供レベルから動機付け支援レベル、動機付け支援レベルから積極的支援レベルへ移行するなど、健診結果が前年度と比較し、より綿密な特定保健指導が必要となった対象者
- (3) 質問事項の回答により、生活習慣改善の必要性が高いと認められた対象者
- (4) 前年度、積極的支援及び動機付け支援の対象者であったにもかかわらず特定保健指導を受けなかった対象者

9 実施に関する年間のスケジュール

通年実施し、年度後半は、来年度の契約準備などを行います。

第6 個人情報の保護

1 特定健康診査等のデータの管理体制

特定健康診査等の実施結果については、所属所及び実施機関から、国の定める電子的な標準様式で順次送付されたデータを、当共済組合の特定健康診査システムに管理・保管します。なお、そのデータの取扱いについては、個人情報保護の観点から適切な対応をします。

特定健康診査等のデータは原則5年間保存するものとします。

2 記録の管理に関するルール

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づくガイドライン（「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等）及び神奈川県市町村職員共済組合個人情報保護管理規程を遵守して行います。

- ・ 守秘義務規定を遵守します。（高齢者の医療の確保に関する法律第30条及び第167条）
- ・ ガイドラインにおける役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、職員の監督、委託先の監督）について周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止を図ります。
- ・ 特定健康診査、特定保健指導を外部に委託する場合は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理することとします。

第7 特定健康診査等実施計画の公表及び周知

この計画書は、高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。」に基づき、各所属所へ通知するとともに、組合広報誌（共済ニュース）及びホームページに掲載します。

第8 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

この計画については、毎年実施に基づき評価し、目標と大きくかけ離れた場合、その他必要がある場合には見直すこととするなど、より効果の得られる事業となるようにしていきます。

第9 その他

被扶養者の実施率向上には、特定健康診査及び特定保健指導を国民健康保険が実施する地域医師会への委託が必要なため、今後の各保険者の状況等を加味して対応を図ることとします。